



平成30年7月12日
市議会議員 坂澤博光

平成30年第2回各務原市議会定例会で審議された内容や一般質問について報告します。

1 平成30年度一般会計補正予算

道路ストック修繕事業、新那加駅バリアフリー化設備等整備事業、スクールサポーター配置事業などのため約4億1,970万円を追加し、補正後の予算総額を約450億1,970万円としました。

2 条例改正などに伴う参考情報

(1) ブロック塀撤去費用の補助金が増額されます。

7月1日より、40cm以上の高さのブロック塀であれば、補助率1/2で、補助金が10万円から30万円に増額され、1㎡当たりの標準事業費が7千円から1万円に増額されます。これまで対象外だった幅員4m未満の狭隘道路に面するブロック塀も補助対象になりました。

(2) 中小企業の生産性向上が見込める設備投資をする場合、申請し認められれば、償却資産の固定資産税が3年間0円になります。

3 スパークの一般質問

(1) らららダンスの開発、普及について

問：現在の「ららら」ができるまでの経緯と活動内容

答：平成13年度に本市への愛着と誇りを発信するため公募により作成され、お化粧直しをし、市長より「各務原市情熱宣伝大使見習い」に任命されました。

平成28年度が年70回以上、29年度が約60回活動しています。

問：らららダンス（体操）を開発する考えは。

答：独自のダンスや歌の制作は考えていませんが、市民のなかから、PRグループの結成や歌やダンスの制作に自発的な動きがあった場合は市としても協力していきます。

(2) 地域の防犯体制の充実について

問：通学路見まもり隊の現状と課題は。

答：平成16年度に発足し今年度は1891名の方が登録され、登下校中に声掛けや挨拶をしながら子ども達を見守ってくれていますが、登録者数は減少傾向にあります。

問：防犯パトロール等の地域の防犯体制充実の支援をしては。

答：市民が犯罪に巻き込まれないためには、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域ぐるみでの防犯対策が効果的と考えています。

年2回、地域で防犯パトロールを行う防犯ボランティア団体の登録を呼びかけ、団体に



対し、帽子や腕章などを渡し、活動の支援をしています。

青色の回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロールも実施されており、警察や陸運支局への申請手続きが必要ですが、5団体、58名の方が活動しています。

問：公用車にドライブレコーダー搭載を推進しては。

答：平成29年度末で、179台の公用車のうち39台に搭載してあり、31年度末までに103台搭載し、平成32年度以降においては車両更新時に搭載予定です。

警察との更なる連携強化を通じ地域の防犯体制強化につなげていきます。

(3) 下水道事業の公営企業会計における適正な使用料について。

問：1立法メートル当たり150円を適正な使用料とする理由は。

答：国が示す1立法メートルあたり150円という基準は、全国の公共下水道使用料の平均値から設定されたものです。平成26年8月29日付けの総務省通知において「使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入で賄っている地方公共団体は、早急に使用料の適正化に取り組むこと」としています。本市は、これまで一般会計からの補てん（基準外繰入）により使用料を低く抑えてきたため、国の示す基準を目標値として見直ししています。

問：受益者負担金や使用料は何に使われているか。

答：受益者負担金は下水道の管渠整備がされた地域の方々に負担してもらうもので、毎年の建設費に充てられます。使用料は、下水道を利用している方に払ってもらうもので、下水道施設の管理費や人件費、借入金の償還などのランニングコストに充てられます。

問：公営企業会計に移行すれば一般会計からの補てんはゼロになるのか。

答：公営企業会計の適用により、損益・資産などの状況を正確に把握できるようになります。これまで行われていた一般会計からの基準外繰入をなくす方向で検討しています。汚水処理に要する経費のうち、一般会計が負担可能な部分や雨水処理に要する経費など、国の示す基準に基づく繰入は公営企業会計移行後も行われます。

問：完全な従量制の考え方は。

答：独居の高齢者の増加など現代の家族構成や社会情勢を鑑み、今までの基本水量を使用料金の一部にするという考え方を廃止し、検診・徴収にかかる費用を全ての利用者に均等に負担してもらい、使用した水量の分だけ払ってもらうようにする考え方です。

問：新庁舎建設費の増額と下水道使用料の見直しとは関係があるのか。

答：下水道使用料の見直しは、将来にわたり安定的かつ継続的に事業を行うためのものであり、新庁舎の建設との関連性はありません。

第22回市政報告会

とき：平成30年7月28日（土）13時30分から1時間半

ところ：雄飛ヶ丘公民館（那加雄飛ヶ丘町12-15）

連絡先：各務原市那加昭南町 97-1-201 坂澤博光

電話&FAX：058-371-1270 携帯電話：090-7026-9861

Eメール：hir_skzw@d1.dion.ne.jp